

出訴期間等の教示についての主な論点

1 教示義務の対象となる行為

教示義務の対象となる処分等の範囲について、どのように考えるべきか。
例えば、書面でする行為に限定すべきか否か。

2 教示の相手

教示を受けるべき相手方の範囲について、どのように考えるべきか。
処分等の教示義務の対象となる行為の相手方に限ることとすべきか否か。

3 教示義務の内容

教示をすべき内容について、どのように考えるか。

例えば、次の事項については教示をすべきか否か。その他に、教示すべきと思われる事項はあるか。

取消訴訟を提起できる行為であること

訴訟の被告となるべきもの

不服申立前置の定めが適用される場合はその旨

出訴期間の定めが適用される場合はその期間

訴えを提起することができる裁判所

4 教示の効果

誤った教示をした場合や教示をすべきであるのに教示をしなかった場合について法的効果を定めるべきか否か。教示が追完された場合についてはどうか。

法的効果を定めるものとする場合には、どのような法的効果を定めるべきか。